

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川町は、予防接種関係事務に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理者体制を確認し、合わせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県滑川町長

## 公表日

令和6年4月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。  I. 予防接種法に基づく予防接種事務 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置 ④その他上記事務に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条 番号法第19条6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2項 並びに内閣府、総務省令第13条  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府、総務省令第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策課 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	所属長	健康づくり課長 堀口幸男	健康づくり課長	事後	
平成30年6月1日	対象人数	平成27年2月27日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年6月1日	取扱者数	平成27年10月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	対象人数	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	取扱者数	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報4.情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	番号法第19条に係る改正の施行日は令和3年9月1日
令和3年12月16日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握  II. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 <sup>※</sup> の交付を行う。	事後	
令和3年12月16日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月16日	I 関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条 番号法第19条6号(委託先への提供) 番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年12月16日	I 関連情報3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第13条 *別表第二の第17、19項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠) *情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第13条  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第十二条の2	事後	
令和3年12月16日	II しいき値判断項目1.対象人数評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月16日	II しいき値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年12月16日時点	事後	
令和6年4月25日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 I. 予防接種法に基づく予防接種事務 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施及び記録・保存 ③健康被害の救済措置 ④その他上記事務に関する事務  II. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 <sup>※</sup> の交付を行う。	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 I. 予防接種法に基づく予防接種事務 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施及び記録・保存 ③健康被害の救済措置 ④その他上記事務に関する事務	事後	
令和6年4月25日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和6年4月25日	I 関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条 番号法第19条6号(委託先への提供) 番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条 番号法第19条6号(委託先への提供)	事後	